○関東地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第百十五号川越都市計画道路事業三・四・三号中央通り線

三　事業施行期間　自平成二十一年三月二十四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第四百二十四号府中都市計画道路事業三・四・七号府中清瀬線

三　事業施行期間　自平成十八年十月三十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　十六号　東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木字藪地八〇四番二地先から同町大字駒形富士山字上ヤハタ五四〇番三まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	砺波市庄川町金屋字西野々二九七九番一から同市庄川町金屋字南部野二九七〇番三まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	南砺市山斐二〇三一番から同市山斐一〇八番一まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日

○北陸地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十六号及び二百八十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟市西蒲区中郷屋字フケ六四九番二から同市西蒲区真田字下り一二一九番一まで	前	一五・〇〇～六三・〇五メートル
	後	一五・〇〇～六三・〇五メートル　〇・一三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十六号及び二百八十九号	新潟市西蒲区中郷屋字フケ六五〇番一から同市西蒲区真田字下り一二一九番一まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日

○中国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号